

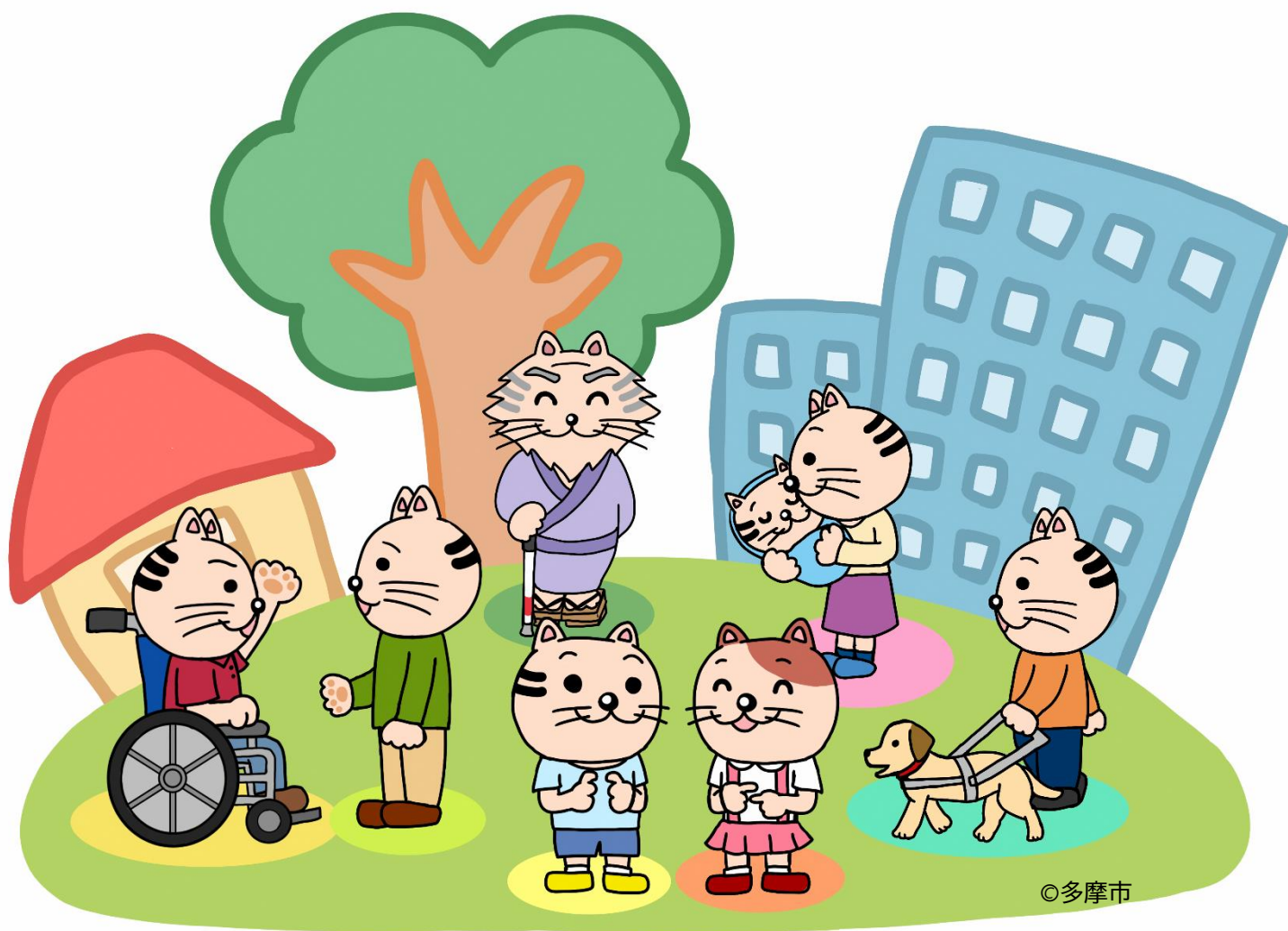
た ま し し ょ う 多摩市障がい者への差別をなくし

と も あ ん し ん 共に安心して暮らすことのできる

ま ち づ っ く り じ ょ う れ い 条例

令和2年7月1日施行

概要版



～令和2年12月発行～
多摩市健康福祉部障害福祉課

なぜ条例が必要なの？



?



これまで障がい者は、地域で生活する中で、お店に入るのを断られたり、アパートを借りられなかったり、希望する学校に通えなかったりなど、様々なところで差別をされてきました。

障がい者は差別と闘い続け、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の採択に始まり、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行などの法整備が進み、現在は東京都でも東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（東京都障害者差別解消条例）が施行されています。これによりようやく障がい者の人権に光が当てられ、「障害は本人のせいだから仕方ない」という考え方から、「障害は社会がつくりだしている」という考え方に変わり、障がい者も暮らしやすい社会に変えなければいけないというのが世界のルールになりました。

しかし、障害や障がい者に対する社会の理解はまだまだ十分ではなく、今もなお差別や生きづらさを感じながら生活をしている障がい者がいます。

多摩市としてもこの状況を真摯に受け止め、今まで以上に障害や障がい者に対する市民及び市内民間事業者の理解を進め、差別を解消していくために、障がい者を含む市民や市内民間事業者の方々と一緒にこの条例をつくりました。

条例によってどのようなまちにしていきたいか



この条例は、障がいのある人とない人が分け隔てられることなく、地域で安心して暮らすことのできる共生社会を目指しています。

障がい者への差別をなくして共生社会を実現することは、多摩市が目指している健幸都市（※）の実現にもつながります。障がいのある人もない人もお互いを理解し合って、差別のない、誰もが暮らしやすいまちにしましょう。

（※健幸都市とは、身体面の健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても障害があっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できるまちのことです。）



差別をなくすための基本理念（第3条）

ポイント① 障がい者の人権を守る

どこでどのように生活するか、障がい者の選択を尊重するとともに、社会におけるあらゆる活動に参加できるようにします。

ポイント② 差別解消の取組を理解啓発とともに行う

差別の大きな要因となっている、障がい者に対する誤解・偏見・知識不足の解消を図ります。

ポイント③ 合理的配慮が当たり前になるよう、 それぞれが役割を果たす

障がい者一人ひとりに生きづらさや思いがあり、一人ひとりに合わせた配慮が必要なこと、差別は虐待やいじめにつながる恐れもあることを市・市民・事業者が理解し、それぞれ自分にできることに取り組んでいきます。

ポイント④ みんなで協力して差別解消に取り組み、 将来の世代にも継承する

障がいのある人もない人もお互いの違いを認め合い、一緒に協力して差別解消に取り組み、この先もずっと、協力しながら差別のない多摩市にしていきます。

何をしたら差別になるの？（第2条）

次の2つが差別にあたります。

①「不当な差別的取扱い」は差別です。

②「合理的配慮をしないこと」も差別です。



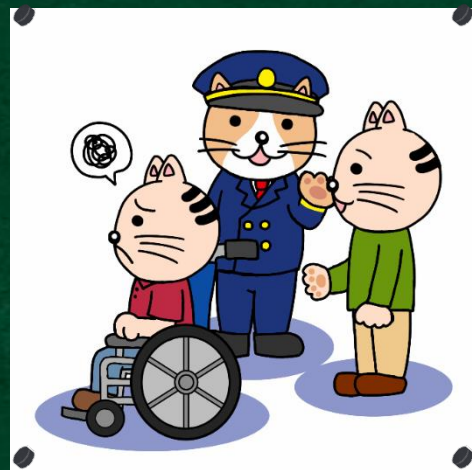
① 不当な差別的取扱いとは（第2条・第6条）

正当な理由（※）なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否する、サービスを提供する場所や時間を制限するなど、障がいのない人とは異なる対応をすることを、不当な差別的取扱いと言います。

市役所、事業者、市民、すべての人が不当な差別的取扱いをしてはいけません！

（※正当な理由があると判断した場合は、障がい者にその理由を説明して、理解を得るよう努めましょう。）

（例）盲導犬を連れてくるため
入店を拒否する。



（例）障がい者を無視して付き添いの
人にだけ話しかける。

② 合理的配慮の提供とは（第2条・第7条）

障がい者から社会的障壁（※）を取り除いてほしいと言われたときや、社会的障壁の除去を必要としていることが明白なときに、必要な対応や工夫をすることを合理的配慮と言います。市と事業者は、負担が重い場合を除いて必ず合理的配慮をしなければいけません。市民もできるだけ合理的配慮をしなければいけません。

※ 社会的障壁とは…

障がい者が生活をする上で障壁となっているもののことを、社会的障壁と言います。例えば次のようなことがあります。

事物 通行や利用がしにくい施設、設備等（例：通路が狭いため車いすで通れない。）

制度 利用しにくい制度（例：障害があると加入できない会員規約）

慣行 障がい者の存在を意識していない慣習や文化等

（例：連絡先に電話番号しか書かれていないため聴覚障がい者が連絡できない。）

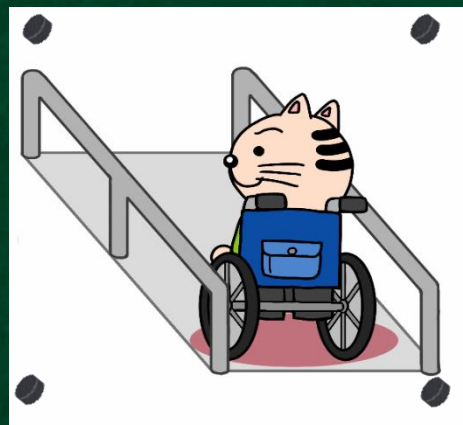
観念 障がい者への偏見等（例：障がい者施設を建てようとするすると近隣住民が反対する。）

社会におけるこれらの様々な障壁を取り除くことは、社会の責任です。

（例）メニューが文字だけだと分からないため絵や写真を使う。



（例）段差だと通れないのでスロープを設置する。



合理的配慮の方法は1つではありません。

障がい者から申し出のあった方法では対応できない場合は、きちんと話し合って（建設的対話）、代替の方法を考えることも大切です。

それでも合理的配慮をすることが難しい場合（＝負担が重い場合）は、その理由を説明して障がい者に理解してもらうように努める必要があります。

市が取り組むこと（第4条）

市は、差別を解消するための取組を「多摩市障がい者基本計画」などに定めて、総合的かつ計画的に実施します。たとえば、次のような取組を行います。

障害や障がい者への理解を深めるために（第14条）

- ✓ 市民や事業者に対して、講演会、ワークショップ、出前講座、ハンドブック配布等により理解啓発を実施します。
- ✓ 多摩市職員に対して、市役所内での研修や情報提供を実施します。
- ✓ 障がいのある人もない人も、幼少期から交流できる機会を拡げるようにします。
- ✓ 児童及び生徒に対して、障害についての理解を深めるための必要な取組を実施します。

差別を解消し共生社会を実現するために（第15条）

- ✓ それぞれの状況に配慮した教育を受けられるようにします。
- ✓ 仕事に関する相談・支援、情報提供を行います。
- ✓ 手話、文字、点字、音声、わかりやすい表現等、障害に合わせた意思疎通手段を確保します。

障がい者や、会社・お店で働く人など多摩市のいろいろな人から意見を聞いて、差別をなくすための取組に活かします！



市民や事業者ができること（第5条）

- ✓ 障がい者が困っていたら声をかけましょう。
- ✓ 差別を解消するための市の取組をともに行いましょう。
- ✓ 差別があったときや差別と思われる状況を発見したときは市に報告しましょう。
- ✓ 事業者は、従業員が障がい者に対する理解を深められるような取組をしましょう。

まずは障害について知りましょう！

条例（多摩市公式ホームページ）

この条例についてくわしく知りたい方は、多摩市のホームページをご覧ください。右のQRコードから読めます。



心つなぐ・はんどぶっく

多摩市に住む障がいのある人たちと一緒に作ったハンドブックに、どんな配慮をすれば良いかが分かりやすく書いてあります。ぜひ読んでみてください。



このマーク、知っていますか？

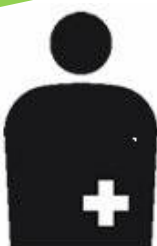
その1



これは、【ヘルプマーク】です。

かばんなどにつけて、配慮が必要なことを周りの人に伝えます。ヘルプマークを着けている人がいたら、電車やバスの席を譲る、困っていたら声をかけるなどができるように心掛けましょう。

その2



これは、【オストメイトマーク】です。

人工肛門・人工膀胱を造設している人を表すマークです。ストマ用装具（手術でお腹に作られた便や尿の出口につける袋）を交換できるトイレなどにこのマークがついています。見た目には障がい者と分からない人も、誰でもトイレを必要としています。障がいのない人は、なるべく誰でもトイレを使わないようにしましょう。



困ったときはご相談ください（第8～12条）

- 1 障害を理由に差別をされたり、困ったことがあったら、多摩市役所障害福祉課にご相談してください。

多摩市役所 障害福祉課（本庁舎1階）

場所：関戸6-12-1

電話：042-338-6847

ファクシミリ：042-371-1200

メールアドレス：f-sodan@city.tama.tokyo.jp



- 2 障害福祉課は、相談を受けたら事実の確認・調査をします。また、必要に応じて情報の提供、関係者間の調整、専門の窓口の紹介などを行います。



- 3 相談しても解決しないときは、市長に助言・あっせんの申立てができます。市長は、必要に応じて事実の調査を行います。



- 4 市長は、「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」に、助言・あっせんの要否やその内容（解決方法）について、意見を聞きます。「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」では、障がい者や、弁護士、福祉関係者等が、解決の方法を考えて、市長に回答します。



- 5 市長は、この差別事案に関係する者に対して、助言・あっせんを行います。差別をした人が、助言・あっせんに従わないときは、従うように勧告することができます。



- 6 差別をした人が助言・あっせんに従わず、勧告しても従わない場合、市長は、差別をした人（会社やお店）の名前や住所などを、多摩市公式ホームページなどで公表することができます。